

公立大学法人宮城大学教員人事規程

平成21年4月1日
規程第24号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 教員の職位、資格、任期等（第3条—第6条）
- 第3章 教員の採用、再任、昇任等（第7条—第23条）
- 第4章 教員評価（第24条—第32条）
- 第5章 特任教員、非常勤講師等の採用（第33条—第35条）
- 第6章 副学群長等、副研究科長等の任命等（第36条—第39条）
- 第7章 雜則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教育研究を行う職員（以下「教員」という。）の採用、再任、昇任、評価その他の人事について、基本規則第35条第6項及び第45条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 現に法人の教員でない者を法人の教員の職位に任命することをいう。
- 二 再任 初任の任期の満了後に引き続き行う任用及びその後における任期の満了後に引き続き行う任用をいう。
- 三 昇任 教員を法令、規則又は規程で定める職位で、その現に有する職位より上位の職位に任命することをいう。
- 四 降任 教員を法令、規則又は規程で定める職位で、その現に有する職位より下位の職位に任命することをいう。
- 五 解任 教員をその現に有する職位から解くことをいう。

第2章 教員の職位、資格、任期等

（教員の職位等）

第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第92条の規定により置かれる教員の職位及び職務は、次のとおりとする。

- 一 教授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 二 准教授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 三 講師 教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 四 助教 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有

第4編人事労務 教員人事規程

する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

五 助手 その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

2 教員の資格については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第17条までの規定及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条の規定に定めるところによる。

（教員の任用形態）

第4条 教員の任用形態は次のとおりとする。

- 一 専任教員 常勤の正職員である教員
- 二 特任教員 1年以内の期間において、報酬月額表の報酬によって、週、月及び年について定められた日数を勤務するものとして任用された教員
- 三 非常勤講師 半年又は1年の期間において、時給によって、特定授業科目を担当するものとして任用された教員
- 四 招へい教員 教育研究の高度化のために、世界的に顕著な業績を持つ研究者等で、外部研究資金又は法人の資金により一定期間法人に任用する次に掲げる教員
イ 特別研究教員 外部研究資金により法人が任用する任期制研究教員
ロ 客員教員 特別に有益な教育機会を設けるために、社会で活躍中の有識者に年度ごとに委嘱する教員

（教員の任期制）

第5条 教員の任期については、この規程に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程（平成24年宮城大学規程第126号。以下「任期規程」という。）に定めるところによる。

（専任教員の配置）

第6条 看護学群、事業構想学群、食産業学群及び基盤教育群（以下「学群等」という。）に、主として当該学群等の教育を担当する専任教員を置く。

- 2 地域連携センターに、専任教員を置くことができる。
- 3 大学院研究科の教員は、学群等及び地域連携センターに置かれる専任教員の兼務並びに特任教員及び非常勤講師とする。この場合において、法第4条第1項の規定による文部科学大臣の設置許可に係る審査における教員資格審査又は基本規則第35条第1項の規定による教員人事委員会の教員資格審査を経るものとする。
- 4 学群等及び地域連携センターに配置する専任教員の上限定数は、理事長が教育研究審議会の審議及び理事会の議を経て定める。この場合において、必要があると認めるときは、理事長は経営審議会の議を経るものとする。
- 5 前項の上限定数内の人事管理は、理事長が行う。

第3章 教員の採用、再任、昇任等

（教員の採用）

第7条 教員の採用は、選考による。

（人事計画書の作成）

第8条 専任教員の採用に当たっては、第6条第1項の学群等の長（以下「学群長等」という。）及び同条第2項の地域連携センター長は、あらかじめ理事長の同意を得た上で、人事計画書の案（以下「人事計画書案」という。）を作成する。

第4編人事労務 教員人事規程

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、学群長等、地域連携センター長又は教育若しくは研究を担当する理事に、人事計画書案の作成を求めることができる。
- 3 理事長は、当該専任教員の選考に先立ち、前2項の人事計画書案について、理事会の議を経るものとする。
- 4 人事計画書案には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 教育研究等の職務（担当科目等）
 - 二 職位
 - 三 採用理由
 - 四 採用の予定期
 - 五 採用の条件
 - 六 その他理事長が必要と認める事項

（教員の公募）

- 第9条 法人は、前条第3項の規定により、人事計画書案について理事会の議を経たときは、当該人事計画書に基づき、専任教員を公募する。
- 2 前項の公募に当たり、応募者からは次に掲げる書類の提出を求める。ただし、必要に応じ、一部の書類を省略することができる。
 - 一 個人調書（氏名は自筆で、写真を貼付したものに限る。）
 - 二 教育研究業績書
 - 三 具体的な業績を示すもの 主要論文（複写したものを1から2点）、主要作品（写真等で1から2点）、主な実技録画録音記録、技能資格及び賞状等の複写物
 - 四 その他理事長が必要と認めるもの

（選考委員会の設置等）

- 第10条 前条第1項の人事計画書に基づき、専任教員を公募し、選考するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる教授会等に選考委員会を置く。
- 一 主として学群の専門科目を担当する専任教員 当該学群の教授会
 - 二 主として基盤教育群の基盤教育科目を担当する専任教員 基盤教育群教授会
 - 三 地域連携センターに所属する専任教員 地域連携センター運営委員会
 - 2 前項の選考委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる委員で構成する。
 - 一 学群教授会に置かれる選考委員会 学群長及び学群長が指名する5人の教員
 - 二 基盤教育群教授会に置かれる選考委員会 基盤教育群長及び基盤教育群長が指名する5人の教員
 - 三 地域連携センターの運営委員会に置かれる選考委員会 地域連携センター運営委員会委員長が指名する5人の教員
 - 3 選考委員会に委員長を置き、学群長等、運営委員会委員長をもって充てる。
 - 4 選考委員会委員長は、選考委員会の会議を主宰する。
 - 5 選考委員会の会議は、選考委員会委員長が招集し、選考委員会委員長がその議長となる。
 - 6 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 7 選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（選考委員会による一次選考）

- 第11条 選考委員会は、第9条第2項の規定により提出された書類について、審査及

第4編人事労務 教員人事規程

び協議を行い、委員による5段階評価の合計点により、応募者の中から2人又は3人の候補者の選考（以下「一次選考」という。）を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、次条の教員人事委員会の承認を得て、1人又は4人の候補者の一次選考を行うことができる。

（教員人事委員会）

第12条 教員人事委員会は、一次選考において選考された候補者について、本人の出席を得て選考（以下「二次選考」という。）を行う。

- 2 二次選考は、専門的な意見を聞くため、原則として、本学の職員以外の専門家を1人又は2人加えて行うものとする。
- 3 教員人事委員会は、委員長が主宰する。
- 4 委員長に事故あるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、又は委員長が欠員のときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。
- 5 教員人事委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 教員人事委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 教員人事委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長は、当該人事に係る選考委員会の委員のうちから選考委員長が指名する教員をオブザーバーとして出席させることができる。
- 9 理事長、副理事長又は理事（教員人事委員会委員である理事を除く。）は、教員人事委員会の会議にオブザーバーとして出席することができる。

（教員人事委員会による二次選考）

第13条 二次選考は、次の各号に掲げる項目について行う。ただし、助教及び助手の選考の場合又は教員の確保の上で特別の事情がある場合には、その一部を省略することができる。

- 一 主要論文、主要作品、演奏等の主要実技、業績等のプレゼンテーション
 - 二 模擬授業
 - 三 面接
- 2 当該人事に係る学群等及び地域連携センターを構成する教員は、前項第1号及び第2号のプレゼンテーション等を傍聴することができる。
 - 3 教員人事委員会は、一次選考及び二次選考の結果を踏まえて協議し、採用予定者を決定する。
 - 4 理事長は、前項の採用予定者について、理事会の議を経て採用者として決定し、本人に通知する。この場合において、やむを得ない事情により人事計画書に定めた採用予定日に採用できないときは、その期日を変更して通知するものとする。
 - 5 理事長は、選考に係る経過、結果等を学内ウェブサイトに公表する。
 - 6 二次選考における選考方法等は、別に定める。

（再任の審査）

第14条 任期規程の適用を受ける教員であって、再任を希望するもの（以下「再任希望教員」という。）については、再任の審査（以下「再任審査」という。）を行う。

- 2 再任審査は、教員人事委員会が行う。

（再任審査の開始時期等）

第15条 再任審査は、再任希望教員の任期が満了する日のおおむね1年前に開始す

第4編人事労務 教員人事規程

る。

- 2 法人は、再任審査の結果を、理事会の議を経て、再任希望教員の任期の満了の日の6月前までに当該再任希望教員に通知する。
- 3 前項の場合において、事実確認等のために不測の時間を要するなどやむを得ない事情があるときは、当該満了の日の4月前までに通知することができる。この場合においては、あらかじめ当該再任希望教員にその旨を通知するものとする。

(再任審査の内容等)

第16条 再任審査は、再任希望教員の任期期間中における次の項目について、その実績等を総合的に評価して行う。

- 一 教育
- 二 研究
- 三 地域・社会貢献
- 四 大学運営
- 五 勤務状況等当該教員の活動内容等

(再任審査の方法等)

第17条 再任審査は、再任希望教員ごとに書類審査及び面接により行う。

- 2 再任希望教員は、再任審査を受けようとするときは、教員人事委員会が定める期日までに次の書類を提出しなければならない。
 - 一 個人調書
 - 二 教育研究等に係る業績調書
 - 三 その他教員人事委員会が定める書類
- 3 再任審査の内容、方法、実施等に関する詳細については、別に定める。

(教員の昇任)

第18条 第7条から第13条までの規定は、教員の昇任について準用する。この場合において、第13条第1項第3号中「面接」とあるのは、「面接及び直近3年間の教員評価」と読み替えるものとする。

(教員の昇任に係る特例)

第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教員の昇任について公募しないで選考することができる。

- 一 当該人事に係る学群長、副学群長、基盤教育群長、基盤教育副群長、研究科長及び副研究科長が、それぞれ人事計画書案に特記事由を記載し、あらかじめ教員人事委員会の承認を得たとき。
- 二 当該人事に係る地域連携センター運営委員会の委員長及び2以上の学群長等が、それぞれ人事計画書案に特記事由を記載し、あらかじめ教員人事委員会の承認を得たとき。

(設置廃止認可申請に係る特例)

第20条 法第3第1項の規定による設置廃止等の認可に伴う教員の採用及び昇任については、第7条から第13条までの規定並びに第18条及び前条の規定にかかわらず、理事会又は認可申請の準備のために置かれる委員会等が選考を行うものとし、この場合においては、その手続きの全部又は一部について省略することができる。

(降任)

第4編人事労務 教員人事規程

- 第21条 理事長は、教員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、これを降任させることができる。
- 一 勤務成績が不良なとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 三 その他その職に必要な適格性を欠くとき。
- 2 前項第1号の規定による降任は、勤務成績を判断するに足りると認められる事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合に行うものとする。
- 3 第1項第2号の規定による降任は、あらかじめ法人が指定する医師2人によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると判断され、その疾患若しくは故障のため職務に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合に行うものとする。
- 4 第1項第3号の降任は、教員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなときに行うものとする。

(必要な措置)

第22条 理事長は、前条第2項又は第4項の規定による降任を行おうとするときは、あらかじめ警告書を交付するとともに、当該教員に弁明の機会を供与するものとする。ただし、教員の勤務成績不良の程度、業務への支障の程度等を考慮して、速やかに処分を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

(受診命令に従う義務)

第23条 教員は、第21条第3項に規定する診断を受けるように命ぜられたときは、これに従わなければならない。

第4章 教員評価

(教員評価の目的)

第24条 専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の機能の改善と高度化に資するため、教員評価を行う。

(対象教員)

第25条 教員評価は、前条の各活動が行われる年度（以下「評価対象年度」という。）の4月1日に在籍し、かつ、評価対象年度の翌年度の4月1日に在籍する専任教員を対象とする。

2 教員評価は、評価対象年度の5月末までに行うものとする。

(評価内容)

第26条 教員評価は、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野に関する一次評価、二次評価及び総合評価により行うものとする。

(一次評価)

第27条 一次評価は、別に定める指標に基づく評価（以下「基礎評価」という。）並びに専任教員の活動計画及び活動実績を基に学群長等が合議により行う評価とする。

(二次評価)

第4編人事労務 教員人事規程

第28条 二次評価は、専任教員の活動計画及び活動実績を基に学長及び副学長が合議により行う評価とする。

(副学長等の一次評価等の特例)

第29条 副学長及び学群長等の一次評価及び二次評価については、第27条及び第28条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 副学長 一次評価を基礎評価とし、二次評価を活動計画及び活動実績を基に学長が行う評価とする。
- 二 学群長等 一次評価を基礎評価とし、二次評価を活動計画及び活動実績を基に学長及び副学長が合議により行う評価とする。

(総合評価)

第30条 総合評価は、一次評価及び二次評価の合計点を4段階に区分して行う。ただし、これにより難い場合には、別に定めるところにより、学長及び副学長が合議により総合評価を行う。

(評価結果の活用等)

第31条 理事長は、総合評価の結果を、本人に通知する。

- 2 総合評価の結果については、集計した統計的データにより本学ホームページで公表するとともに、評価対象年度の翌年度の勤勉手当に反映させる。
- 3 教員個々の評価結果、氏名並びに教員評価の基になった活動計画及び活動実績については、公表しない。

(委任)

第32条 教員評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特任教員、非常勤講師等の採用

(特任教員の採用)

第33条 特任教員の採用は、学群長等及び研究科長が教授会において選考し、理事会の議を経て理事長が行う。

(非常勤講師の採用)

第34条 非常勤講師の採用は、学群長等及び研究科長が選考し、科目名、講師名、任用期間、略歴、現職名その他必要な事項を記載した一覧表により、理事会の議を経て、理事長が行う。

- 2 毎年度の非常勤講師の採用については、学群等の学生数及び教員1人当たりの学生数を考慮した比率、当該年度の予算総額等に基づき行う。
- 3 理事長は、9月末までに、理事会の議を経て翌年度の非常勤講師の人事費予算額及び任用方針を定め、学群長等及び研究科長に通知し、当該学群等及び研究科における非常勤講師の任用計画の提出を求める。
- 4 理事長は、前項の任用計画を踏まえ、理事会の議を経て、学群等及び研究科の非常勤講師の任用計画予算の案を定め、学群長等及び研究科長に通知する。
- 5 非常勤講師の選考は、前項の任用計画予算の案の範囲内で12月末までに行わなければならない。

第4編人事労務 教員人事規程

(招へい教員の採用)

第35条 招へい教員の採用は、教育研究審議会の審議及び理事会の議を経て、理事長が行う。

2 学群長等及び地域連携センター長は、招へい教員の候補者を教育研究審議会に推薦することができる。

第6章 副学群長等、副研究科長等の任命等

(副学群長の任命等)

第36条 副学群長は、学群長が教授会の承認を得て、候補者1人を指名する。

2 理事長は、前項の指名を受け、副学群長を任命する。

3 副学群長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、学群長の任期が基本規則第30条第6項の規定により短縮されたときは、副学群長の任期は当該短縮された任期とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学群長が欠けたとき、又は解任されたときは、副学群長の任期は後任の学群長が任命される日の前日までとする。

(基盤教育副群長の任命等)

第37条 基盤教育副群長は、基本規則第32条第11項の規定に基づき、理事長が任命する。

2 基盤教育副群長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、基盤教育群長の任期が同条第10項の規定により短縮されたときは、基盤教育副群長の任期は当該短縮された任期とする。

4 前2項の規定にかかわらず、基盤教育群長が欠けたとき、又は解任されたときは、基盤教育副群長の任期は後任の基盤教育群長が任命される日の前日までとする。

(副研究科長の任命等)

第38条 副研究科長は、研究科長が教授会の承認を得て、候補者1人を指名する。

2 理事長は、前項の指名を受け、副研究科長を任命する。

3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、研究科長の任期が基本規則第33条第6項の規定により短縮されたときは、副研究科長の任期は当該短縮された任期とする。

5 前2項の規定にかかわらず、研究科長が欠けたとき、又は解任されたときは、副研究科長の任期は後任の研究科長が任命される日の前日までとする。

(教員の理事就任)

第39条 専任教員が理事に任命されたときは、教授会は当該専任教員が理事の職務に専念できるように、次の各号に掲げる事項について配慮しなければならない。

一 教育に関する職務を極力軽減すること。この場合において、必要があると認めるときは、非常勤講師を配置するよう努めること。

二 教授会の業務を免除するなど、管理運営の業務を極力軽減すること。

第7章 雜則

(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経て行うものとする。

第4編人事労務 教員人事規程

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、教員の人事に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日に施行する。

附 則 (H21.6.24 第6回理事会)

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則 (H22.1.27 第16回理事会)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H23.5.26 第42回理事会)

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則 (H23.9.28 第46回理事会)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H25.1.23 第65回理事会)

この規程は、平成25年1月23日から施行する。

附 則 (H25.11.27 第75回理事会)

この規程は、平成25年11月27日から施行し、改正後の宮城大学教員人事規程の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則 (H26.10.22 第89回理事会)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部に在籍する者が当該学部に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学教員人事規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	看護学群、事業構想学群、食産業学群	看護学群、事業構想学群、食産業学群、看護学部、事業構想学部、食産業学部
第10条第1項第1号	学群	学群及び学部
	当該学群	当該学群及び当該学部
第10条第2項第1号	学群教授会	学群教授会及び学部教授会

第4編人事労務 教員人事規程

	学群長及び学群長	学群長及び学部長並びに学群長及び学部長
第19条第1号	学群長，副学群長	学群長，学部長，副学群長，副学部長
第36条（見出しが含む。）	副学群長 学群長	副学群長及び副学部長 学群長及び学部長

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (H31.3.27 第148回理事会)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。